

米沢キャンパスにおける対応について（2021年11月1日～）

○11月1日以降の活動レベル【1.5】

○活動指針

業務項目	活動状態
教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・11月1日以降 講義科目については、対面・オンラインの両方で実施し、実験・実習科目については、原則、対面とする。 ・入学試験等実施によるキャンパスへの立ち入り制限期間を除き、自宅で遠隔授業を受講するための環境が十分でない学生のための学習スペースを開放する。
研究活動	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を徹底した上で通常どおり実施する。
教職員の出勤形態	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を徹底した上で通常どおりとするが、職務命令権者（キャンパス長）の判断により、感染症対策として在宅勤務を取り入れることを可とする。
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会議・打合せは、テレビ会議等のオンラインにより行うことを推奨し、やむを得ず複数人が同じ会議室等で会議・打合せを行う際は、感染症対策を徹底する。 ・秘匿性の高い情報を扱う場合については、原則、対面会議とする。
学生の登校制限	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を徹底した上で通常どおりとする。 ・感染対策を徹底した上で11月1日から図書館の学習スペースの利用を認める。 ・通学するための居所（自宅から通学している者を除く）から暫くの間離れ緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象区域に滞在していた者については、原則として居所に戻った日から14日間自宅待機し、不要不急の外出を控えた上で健康観察を行う。
課外活動	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる活動は可とする。 ・接触を伴わない屋外の活動、又は体育館や広い集会室等で換気ができ十分な距離を保つことができる屋内の活動は可とする。 ・感染対策が不十分又は本学の行動指針・注意喚起等に反する行為を行ったサークル等に対して、キャンパス長は直ちに活動停止の措置を取る。 なお、活動停止となったサークル等については、感染対策又は注意喚起を遵守できる体制が確認され次第、活動停止の措置を解除する。
学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を徹底した上で通常どおり
行事等の実施・学内施設の外部への開放等	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント（オープンキャンパス、就職ガイダンスなど）の開催は状況に応じて判断する。 ・各種イベントにおける懇親会、食事会等の会食（屋外も含む。）は禁止とする。 ・式典は、状況に応じて判断する。 ・学内施設の一般への貸し出し及び開放は原則禁止。ただし、公的機関及び資格試験（英検など）を主催する団体への貸し出しは、感染対策を徹底した上で可とする。 ・教育活動、研究活動、入学予定者等への広報活動に係る学内施設の利用については、以下を満たすことを条件として認める。なお、実施責任者は、学内施設の利用時に詳細を必ず記録するとともに、事由を添えて事前に届け出ることとし、施設利用者が30人を超えるものについては、許可を得るものとする。 屋内は、収容率50%以内で実施する。 屋外は、十分な間隔（できれば2m）を空けて実施する。
出張・移動（国内）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の対象地域及びまん延防止等重点措置の対象地域への出張は原則として行わないものとする。真にやむを得ない事情がある場合は、事由を添えて事前に申請し、許可を得るものとする。 ・上記地域との対応は、受入についても同様とする。 ・私用であっても、感染が拡大している地域への移動は自粛し、やむを得ず往来する場合は、感染対策を徹底した上で、行動履歴を記録する。必要に応じて、健康観察のための自宅待機期間（1週間程度）を設ける。
出張・移動等（外国）	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における山形大学の活動指針の「10. 出張・移動等（外国）」、「11. 外国への留学」及び「12. 外国からの受け入れ」に基づき判断する。
外国への派遣	
外国からの受け入れ	